

# 「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」に関する確認書 兼 情報提供同意書

この書面は、米国法「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」における特定米国人に該当するかを確認し、特定米国人に該当する場合は、その証明ならびにメディケア生命が米国内国歳入庁 (IRS) や本邦国税庁へ、お客様の米国納税者番号\* (米国社会保障番号\*\*) や加入内容等を報告することに同意いただくためのものです。

ご契約者 (または米国人の実質的支配者) 本人が内容を確認いただき、正確にご記入くださいますようお願いいたします。

\* U.S. taxpayer identification number (TIN)

\*\* U.S. social security number (SSN)

## 1 米国法「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」における特定米国人に該当するかの確認

**確認 1** ご契約者 (または米国人の実質的支配者) について、以下a. ~d. のうち該当するものにチェック  してください。

- |  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> a. 米国市民 (米国籍) | <input type="checkbox"/> b. 米国居住者のうち、米国永住権所有者 | <input type="checkbox"/> c. 米国居住者のうち、直近3年間で183日以上米国に滞在 | <input type="checkbox"/> d. 左記a. ~c. のいずれにも該当しない |
|--|---|--|--|

**確認2** へ進んでください

**確認 2** ご契約者 (または米国人の実質的支配者) について、以下ア. イ. に該当しますか。

- a・bのいずれかにチェック  してください。
- ア. 今年の米国滞在日数が31日以上  
イ. 「今年の米国滞在日数」「前年の米国滞在日数の3分の1の日数」「前々年の米国滞在日数の6分の1の日数」の合計が183日以上 (端数については、合計して1日に満たない場合は切捨て)

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> a. 両方の条件に該当する | <input type="checkbox"/> b. いずれか一方でも該当しない |
|--|---|

特定米国人に該当 以下 2 に進んでください

特定米国人に該当  
以下 2 に進んでください

特定米国人に非該当  
以下 3 に署名ください

## 2 米国納税者番号 (米国社会保障番号) の確認

別紙に記載の「個人情報の取扱い」に同意いただき、各項目をご記入ください。

氏名 (英字・大文字) ▲ ミドルネームも省略せず ご記入ください		
住所 (英字・大文字) ▲ 現住所 (日本国内の住所) をご記入ください	郵便番号	
米国納税者番号: TIN (米国社会保障番号: SSN)		

以下 3 に署名ください

## 3 署名欄 ご契約者もしくは米国人の実質的支配者本人が署名してください

上記内容は、事実に相違ありません。

ご確認日	20 年 月 日
氏名 契約者の場合、 申込書と同一の署名	(自署) 様
親権者 または 未成年後見人氏名	※親権者または後見人による手続きの場合のみ (自署) 様

メディケア生命使用欄		
点検印	受付	

## 個人情報の取扱い

- F A T C Aに基づき、メディケア生命が米国内国歳入庁や本邦国税庁へ、租税の賦課徴収のため、米国納税者番号(米国雇用主番号)や生命保険の内容(契約者名、証券番号等)を提供する場合があります。
- 米国の個人情報の保護に関する制度については、以下のとおりです。  
詳細については、個人情報保護委員会HP(<https://www.ppc.go.jp/>)をご覧ください。  
<米国の個人情報の保護に関する制度(概要)>
  - ・包括的な法令は存在しませんが、公的部門に適用される法令として、電子通信プライバシー法(ECPA)や、医療保険の携行性と責任に関する法律(HIPAA)があります。
  - ・EUの十分性認定は受けておりません。
  - ・APECのCBPRシステムに2012年7月25日に参加しております。
  - ・OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する義務又は本人の権利に関しては、①収集制限の原則、⑤安全保護の原則、⑦個人参加の原則について、HIPAAに一部規定されており、④利用制限の原則についてはECPA及びHIPAAに一部規定されています。②データ内容の原則、③目的明確化の原則、⑥公開の原則、⑧責任の原則については、該当する規定は不見当です。
  - ・その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は、不見当です。
- 提供先である米国内国歳入庁においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置をすべて講じております。